

大正鑛業株式會社中鶴一坑の勞働組合員  
解雇に伴ふ紛議

一、紛議發生原因

福岡縣遠賀郡中間町大正鑛業株式會社中鶴一坑に在りては豫てより採炭夫井上長松なる者が金評九州鑛山坑夫組合に加入して組合員の獲得に奔走せるを以て正月公休日を經過するも歸坑就職せざるを理由に一月上旬解雇したるに因る。

二、解雇取消並待遇改善款願書提出

解雇されたる井上長松は直ちに組合本部に通知すると共に八日夜本部作成のアジビラ三十枚を坑内合宿所に撒布し九日間志たる坑夫四名と協議をなし左の款願書を會社に提出した

款 願 書

第一條 井上長松君は逃亡に非ず取消されたし

第二條 坑内外の設備を完全にされたし

第三條 採炭夫の賃金を最低五拾錢以上にされたし

第四條 直營合宿所の待遇を改善し炭坑直接附をされたし

第五條 直營合宿所は職夫の賃金を受け残額を支拂れたし

第六條 坑内外係員の暴力行爲をやめられたし

三、經 過

1、暴行事件發生

一月九日款願書を受くる理由なしと拒絶したる爲二三押問答の末勞務主任は湯呑の茶を井上に浴せたる處個々事務所に集合し居りたる人操中の數名が井上を毆打暴行を加へた。

2、金評九州鑛山坑夫組合の謝策

一月十一日組合政治部長佐野護雄は中鶴一坑を訪問し解雇理由、暴行事件を取上げ抗議せるも勞務主任不在の爲